



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第93号
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1993, 93, p. 1-6
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78904
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

吐魯番出土文物研究会会報

第93号

1993年10月1日

吐魯番出土文物研究会

目次

論	稿	高昌国時代の「馬帳」について（下）	
		— 『吐魯番出土文書』割記（一一） —	
			關尾 史郎 1
紹	介	鍾興麟・儲懷貞主編『吐魯番坎兒井』	5

高昌国時代の「馬帳」について（下）

— 『吐魯番出土文書』割記（一一） —

關尾 史郎

四 高昌国における馬匹の供出と使役

ここでは、前節までの検討結果をふまえ、高昌国における馬匹の供出システムのあり方と、供出された馬匹の使役・用途について考えてみたい。

1. 馬匹の供出システム

さて民戸から供出された「任行馬」には、「郡上馬」や「遠行馬」などがあったことが「馬帳」から明らかになっが、「高昌年次未詳（七世紀前期）私馬・長生馬・行馬・亭馬・拾騎馬・駝・驢帳」（72TAM171:5〈録〉『文書』Ⅳ、一三六頁以下。以下、⑧とする）によると、民戸はこれ以外にも「長生馬」や「拾騎馬」、あるいは「私馬」といった馬匹を供出・使役させられたことがわかる。このうち「拾騎馬」は、車牛の供出免除の対象となった民戸を、免除理由とともに、居住する坊ごとに書き出した「高昌年次未詳（七世紀前期）東南・西南等坊除車牛額文書」（72TAM154:21,25〈写〉『図文』Ⅰ、三六三頁〈録〉『文書』Ⅲ、一三三頁以下。以下、⑨とする）にある「十騎（馬）」と同じであろう⁽²³⁾。またこの文書には「上馬」というものもあるが、これが「郡上馬」の略称であることも疑いあるまい。これによって「拾騎馬」や「郡上馬」として馬匹を供出している民戸に対してはとくに車牛の供出が免除されたことがわかるのである。また「長生馬」に関しては、「高昌延壽二・三（六二五・六二六）年？某寺條列月用斛斗帳歷」（67TAM377:06,04,03,07,02,01,08,05〈写〉『図文』Ⅰ、四〇〇頁以下〈録〉『文書』Ⅲ、二二五頁以下。以下、⑩とする）に⁽²⁴⁾、「粟拾陸斛、得錢拾文、用上長生馬後錢」（第一八行）とあって⁽²⁵⁾、この馬匹に関連する銀錢による負担の納入もあったようである。なおこの仏教寺院の支出台帳には、「遠行馬」に関しても、「麥拾貳斛、得錢拾貳文、用□□劑遠行馬」とあって、やはり銀錢（遠行馬錢）による負担の納入が行われていたことがわかる⁽²⁶⁾。

ところでこの⑧には、「姓名＋馬種（「長生馬」、「拾騎馬」、「私馬」など）＋匹数（これに駝や驢とその頭数が併記されることもある）」という書き方で約四〇件のデータが確認される。姓名の項には官員や僧侶、および寺院などは含まれていない⁽²⁷⁾。供出された馬種ごとにまとめてみると、

以下のようなになる。

N 「長生馬」一匹 31

O 「長生馬」一匹＋「私馬」一匹 1

P 「私馬」一匹＋「拾騎馬」一匹 2（うち一例は「拾騎馬」の匹数が不詳）

この文書は後部が欠損しているが、残存部分ではこのようになり、「長生馬」が圧倒的に多いのだが、ここでは「私馬」が単独ではなく、いずれも他の馬種、具体的には「長生馬」、ないしは「拾騎馬」と合わせて供出されている点に注目する必要がある。「私馬」が単独で供出された例はないのである。

それではこの「私馬」とはどのような馬種だったのであろうか。単純に考えれば、民戸が純粋に私有する馬匹であって、官衙が所有権を主張できない馬ということになるだろう。これはどういうことだろうか。この「私馬」以外の馬種、すなわち「長生馬」や「拾騎馬」はもとより、「遠行馬」や「郡上馬」などは官衙が所有権を主張できるという解釈が成立するのではないだろうか。結論からいえば、私はこの「私馬」や、第二節で述べた供出の性格や目的（使役するためだけではなく、健康状態のチェックも行われた）などから判断して、民戸が供出したのは、彼らが純粋に私有していた馬匹ではなく、官衙から飼養を委任、あるいは義務づけられていた馬匹であり、その意味では「任行馬」と「不任行馬」とを問わず、いずれも「官馬」としての性格を有していたと考えるものである。もちろんこのことは馬匹が官衙から一律に貸与されたことも意味するわけでは必ずしもなく、来源は各民戸の購入によっていたものであっても、その私有権は著しく制約されていたということである。少なくとも、それは「私馬」とは明確に区別されるべき存在であったことは疑いのないところだろう。その意味では、まさに「官馬」だったのである。そして「私馬」とは、飼養中に「官馬」から生まれながら、なお官衙の台帳、「保有馬匹名籍」に登録されていない馬のことであろう（「建武」や「馬郎中」が供出した二匹のうちの一匹はかかる馬匹だったのかもしれない）。このように考えるに至ったのには、ほかにも理由がある。それは高昌国に先行する高昌郡時代にも、これと類似した制度が施行されていたという事実である。

朱雷氏によって「“按賞配生馬”制度」（以下、按賞配馬制）と命名された五世紀中期、北凉政権時代のこの制度は、各民戸が保有する田土（賞）を斛斗に換算し、その多寡に応じて「生馬」、すなわち養育すべき馬匹の購入を義務づけたものであった⁽²⁸⁾。また馬匹のみならず韉韉といった馬具も民戸は自弁せねばならず、さらに官衙による定期的な検査によって養育している馬匹が成育状態不良と判断された場合、当該の民戸は「閔馬逋」なる罪名のもと、吐魯番盆地に散在する城砦の防衛任務がまっていた。朱雷氏はまたこうして養育された馬匹が軍事目的に利用されたことや、一般民戸ばかりか官員もこの制度の対象となっていたことなどを明らかにされたほか、かかる按賞配馬制が高昌国に継承されたことも、示唆されている⁽²⁹⁾。

供出後の用途などについては、相違が認められるが、官員をも含めた民戸が馬匹の飼養を義務づけられていたこと、馬具さえ供出が指示されたことなどは北凉時代の按賞配馬制を高昌国が継承したと考えてよいのではないだろうか。そして①の「馬帳」に見えている供出期限は、官衙による定期的な検査＝「閔馬」のそれであったことも、ここから推測することができる。高昌国時代には民戸の田土を斛斗に換算することは行われなくなっていたと判断されるが、「馬帳」には官員をはじめ、僧侶や寺院などが比較的多く名を連ねているので、経済的に上位にある者を主な対象として馬匹の飼養と供出の義務が課せられていた可能性が高い。また鞍韉の供出者は、この馬匹の供出者以外から選定されたいことも、⑥から明らかになる。高昌国では税役の賦課と納入、さらには集計などに際して、下級の將をリーダーとするグルーピングが行われていたが、馬匹や馬具を供出する場合は、一般的にそのグループ中で経済的に上位にあったと思われるリーダーの將が馬匹を、そして同じグループ内のそれ以外の構成員が馬具を供出するようなシステムになっていたのではないだろうか⁽³⁰⁾。また⑧や

⑨から、民戸は馬匹のみならず、駝・驢や車牛さえ、保有する頭数や具数を官衙によって掌握され、かつ供出する義務を負っていたらしいことがわかる。

なおこれ以外にも、⑤には、「遠行馬」や「郡上馬」の供出者と並んで、少数ながら「買駄人」や「入練人」の姓名が列記されていた。これが馬匹の供出となんらかの関連を有する負担であったことは明らかであるが、残念ながら詳細は不明というほかない。あるいは本来は馬匹を供出する義務を負っていないながら、なんらかの理由や都合で供出することができず、その代償として官衙(?)から駄を購入した者(買駄人)や、練を納入した者(入練人)だったのではあるまいか。

2. 馬匹の使役先・用途

それでは、供出された馬匹はどのように使役されたのであろうか。朱雷氏によれば、高昌郡時代の按賞配馬制では、軍事目的に関わって一律に騎乗に用いられたという。高昌国の場合、「拾騎馬」についてはかかる用途を想定できても、それ以外については推測に頼らざるをえない。「遠行馬」から見ていこう。

「遠行馬」については、いくつかの手がかりがある。先ず第一は、高昌国時代、「遠行車牛」なる車牛が運用されていたからである。荒川正晴氏によれば⁽³¹⁾、「遠行車牛」とは、民戸から供出された車牛で、その名のごとく、高昌国＝吐魯番盆地の内部にとどまることなく、内部と焉耆のような外部のオアシスを結ぶ運輸手段として機能していたという。また内部において運用される場合も、国都の高昌とは比較的距離のある地域を対象として用いられており、限定的に運用されるいわば重役であったことも、荒川氏の推測されているところである。第二に、唐代、西州で使役されていた馬種に「長行馬」なる馬種があり、その名称からして高昌国時代の「遠行馬」の機能を継承したものと考えられているが、この「長行馬」こそは、西州＝吐魯番盆地を盆地外の州と結ぶ交通手段にほかならなかった⁽³²⁾。これらの点をあわせ考えれば、「遠行馬」とは、主として高昌国＝吐魯番盆地と外部とを結ぶ交通手段として機能していたのではあるまいか。おそらく「遠行車牛」同様、その運用は限定されたものだったに違いない。それは⑤に見えている「遠行馬」と「郡上馬」の供出者の員数を比較すれば、明瞭だろう。

その「郡上馬」の供出者の員数だが、「遠行馬」のその八倍に上っている。このことは、「郡上馬」の需要が「遠行馬」に比べるとはるかに大きく、その運用が日常的に行われていたことを物語っている。名称も考慮すると、これは盆地に点在している郡県と国都との間を定期的に結ぶ交通手段として利用された馬種だった可能性が高いということになろう。官員の往還や文書の伝達などには、一般的にこの「郡上馬」が用いられたのであろう。

残るは「長生馬」だが、これについては全く不明というほかない。「長生馬」は名称からして「遠行馬」と近縁の馬種で、唐代の「長行馬」の先駆と考えられないこともないが、少なくとも「長生馬(後)錢」と「遠行馬錢」の賦課形態については、前者が一括賦課であるのに対して後者は分割賦課であることが、⑩から明らかなので⁽³³⁾、この相違点を尊重する限り、もととなった「長生馬」と「遠行馬」の近縁性を強調することには慎重にならざるをえないのである。

最後は⑦と⑧に見えている「亭馬」だが、「亭」字が漢代以来の宿泊施設を意味するものであれば、「郡上馬」よりさらに広汎に活用された、それこそ伝馬のような馬種だったと考えられるかもしれない。しかしながら、かかる意味での「亭」の高昌国における存在は確認されておらず、また唐代の西州には伝馬は導入されなかったことが指摘されてもいるので⁽³⁴⁾、かかる解釈はほとんど不可能である。むしろ「高昌延壽年間勘合行馬・亭馬表啓」(68TAM99:5/7(a), 5/3(a), 5/11(a), 5/6(a), 5/1(a), 5/5(a), 5/2(a), 5/4(a), 5/8(a), 5/9(a), 5/12(a), 5/10(a), 5/13(a)〈写〉『図文』I、四三五頁以下〈録〉『文書』IV、補遺五二頁以下)の様式や内容を尊重すれば、「行馬」と対比されるべき範疇だった可能性がきわめて高い。

この文書には「虔表上啓」印が捺されているので⁽³⁵⁾、延壽年間（六二四～六四〇年）の初め、魏文泰の即位直後の作成にかかるものと思われる。全部で一三断片からなるこの文書には、姓名、官職＋名、寺院名、寺院名＋名というような多様なスタイルで人名が列挙されていたもようだが、第一断片の冒頭には、「二二〇壘行馬」とある。これは第六断片の第三行目の「二二〇行馬」とともに小見出しともいふべきもので、欠損部分は「高」字、すなわち高寧県であり、その下に列挙された人名は高寧県からの「行馬」供出者だったのではあるまいか。また第二断片の第四行目の「合行馬十五匹」や第三断片の第三行目の「合行馬卅二二二」、さらには第四断片の第五行目の「合行馬二二二」などからして、おそらくは「行馬」の供出者を列挙し、郡県ごとの合計数を逐一記したのであろう。しかしそのなかに、第五断片の第一行目や第六断片の第二行目のように、「合亭馬十四匹」、「合亭馬二二二」と、「亭馬」の合計数が混ざって記されているのである。後者の場合、次行の冒頭には「行馬」の小見出しが確認されるので、これは、各郡県ごとに「行馬」と「亭馬」それぞれの供出者とその合計数（匹数）を列挙した文書だったと断定して大過あるまい。とすると、「亭馬」とは「行馬」と対になる範疇であって、「行馬」以外の馬匹の総称だったということになる。「行」字の字義からするに、この場合「亭」は「停」字に等しく、実際には「郡上馬」や「遠行馬」として使役されなかった（される予定にない）馬匹を意味したのではないだろうか。換言すれば、「任行馬」に対する「不任行馬」に近い意味内容を有していたとするのがもっとも妥当なように思われる⁽³⁶⁾。

先に⑦の「入亭馬（人）」について、「（行馬として）亭馬を納入した（者）」と「（行馬を）亭馬に組み入れた（者）」という二案を示しておいたが、以上の検討から、後者をとるべきことも明らかとなった。たしかに⑧では、「亭馬」が「行馬」とともに、「長生馬」や「拾騎馬」などと並んで表題になっているが、「亭馬」も「行馬」も文書の冒頭部分に「□□□生・行馬・亭馬二二二」とあるだけで、「長生馬」や「拾騎馬」、さらには「私馬」などのように本文中には一例も登場していない。したがってむしろ、「行馬」がそうであるように、これらとは異なったレベルの範疇だったと考えるべきなのである。

「馬帳」に見える馬種についてはおおよそ以上のように把握することができよう。ただし「馬帳」に見えていない馬種についても関連してふれておく必要がある。それは「驛馬」である。唐代、河西地域以南では驛馬と伝馬とが相補的に機能していたが⁽³⁷⁾、高昌国においても同一名称の「驛馬」なる馬種が存在していたことは、「高昌年次未詳（六世紀前期・中期）驛馬殘文書」（73TAM524:33/5〈写〉『図文』Ⅰ、一三七頁〈録〉『文書』Ⅱ、四九頁）や⁽³⁸⁾、「驛馬粟」に関する條記文書などから明らかである⁽³⁹⁾。しかしこの時代の「驛馬」が狭小な吐魯番盆地においてどのように運用されていたのか、また「遠行馬」や「郡上馬」などと性格や機能がどのように異なるのか、といった点になると全く不明というほかない。しかし一連の「馬帳」に全く登場していないということ自体が、この馬種の稀少性を示唆しているように思えるのだが、いかがであろうか。

おわりに

以上、この小論では、主として阿斯塔那一五一号墓から出土した「馬帳」に対する古文書学的な分析を通じて、文書としての性格や機能を明らかにしつつ、高昌国時代の馬匹の供出や保有自体のあり方、さらには使役・用途などについても検討してみた。推測に推測を重ねるという不本意な結果になってしまったが、高昌国時代における交通制度は、高昌郡時代と唐西州時代のそれを媒介したという点においても着目される必要があり、いささかであっても、この小論がその先駆としての役割も果たすことができたならば、望外といわなければならない。（完）

【註】

- (23) 關尾、前掲「『田畝作人文書』の周辺」における「十騎」・「上馬」の解釈には不備があったので、本稿のように訂正したい。

- (24) ⑩は豊かな成果に恵まれているが、さしあたり呉震「吐魯番出土高昌某寺月用斛斗帳歷淺説」（『文物』一九八九第一年第一期）を参照されたい。
- (25) 「長生馬後錢」の「後」字は、「高昌年次未詳（六世紀後期？）條列得後入酒斛斗數奏行文書」（64TAM24:34〈録〉『文書』Ⅴ、五頁以下）の「後入酒」や、「高昌年次未詳（七世紀前期）武城塢作額文書」（60TAM339:50-1/1・2・3・4・5・6〈写〉『図文』Ⅰ、三九六頁以下〈録〉『文書』Ⅲ、二一六頁以下）の「後入人」などの「後」字と同じ意味と思われるが、詳細は今後の課題である。
- (26) 末尾の「錢」字がないが、銀錢一〇文が「遠行馬錢」に充当されたことは、「劑」字からも疑いなかろう。
- (27) ほとんどの姓名（三三例）の箇所に勾勒が確認されているが、その意味については、後考に俟ちたい。
- (28) 朱雷「吐魯番出土文書中所見的北凉“按貨配生馬”制度」（『文物』一九八三年第一期）。
- (29) ただし、朱雷氏は具体的な根拠を上げておられない。
- (30) 將の阿婆奴は、リーダーであり、かつ自ら供出者にもなっており（彼以外の構成員は供出できなかったのであろうか）、また建武將軍の某は、明威將軍の某慶武（彼自身も①～③、⑤に見えており、郡上馬の供出者だった）をリーダーとするグループの構成員であった。なお將軍号としては、明威將軍のほうが明らかに低位である。
- (31) 荒川正晴「麹氏高昌国の「遠行車牛」について－「高昌某年傳始昌等縣車牛子名及給價文書」の検討を中心にして－」（『会報』第一六、一七号、一九八九年）。
- (32) 荒川正晴「唐河西以西の伝馬坊と長行坊」（『東洋学報』第七〇卷第三・四号、一九八九年）、参照。
- (33) 「長生馬後錢」の直前に「劑」字が確認できないことが、根拠である。
- (34) 荒川、前掲「唐河西以西の伝馬坊と長行坊」、参照。
- (35) 『文書』Ⅳ、補遺五二頁解説。なお「虔表上啓」印をめぐる諸問題については、關尾「高昌文書にみえる官印について－『吐魯番出土文書』割記（九）－」（『会報』第四〇、四一、四四号、一九九〇年）や、荒川正晴「トゥルファン漢文文書閲覧雑記」（『内陸アジア史研究』第九号、一九九三年）などを参照されたい。
- (36) ただし「亭馬」と「不任行馬」の内容の異同についてはわからない。あるいは、「行馬」を安易に「任行馬」の略称と決めつめることも誤りなのかもしれない。
- (37) 荒川正晴「唐代駅伝制度の構造とその運用」（『会報』第七九～八三号、一九九二年）、参照。
- (38) ただし、『図文』の写真から判断する限り、当該部分を「驛馬」と釈読するには、なお推測が含まれるようである。
- (39) この点に関しては、關尾、前掲「トゥルファン出土高昌国税制関係文書の基礎的研究」（六・近刊）を参照されたい。

■紹介：鍾興麒・儲懷貞主編『吐魯番坎兒井』

（烏魯木齊 新疆大学出版社 1993年2月）

本書はこの夏に吐魯番の新華書店にて購入したものであるが、まだ日本に入荷していないようなので、ここで簡単に紹介してみたい。

本書の内容は、目次によれば研究の部である「吐魯番坎兒井研究論文選輯」と、資料の部である「吐魯番地区坎兒井実録」の二部構成になっている。研究の部では、カーレーズの起源と運用

の歴史に関する論稿を再録も含めて一〇編収録しており、タイトルと著者名は次のようになっている。

- ① 西域井渠考／王国維
- ② 新疆的坎兒井研究／王鶴亭
- ③ 新疆坎兒井研究／維吾爾・米努甫(Weiwuer・Minupu)
- ④ 新疆坎兒井的來源及其發展／黃盛璋
- ⑤ 新疆坎兒井的歷史、現狀和今後發展／黃文房・閻耀平
- ⑥ 新疆坎兒井的發展與中原地區的關聯／蔡蕃・蔣超
- ⑦ 吐魯番出土唐代文書中的胡麻井渠及其他有關記述／儲懷貞
- ⑧ 《清朝吐魯番地區坎兒井分布圖》簡介／儲懷貞
- ⑨ 坎兒井開鑿維修的傳統工具／儲懷貞
- ⑩ 吐魯番坎兒井源流叢考／鍾興麒

内容を一々取り上げることはできないが、カーレーズの起源、現在におけるカーレーズの効用と利用上の問題点、およびカーレーズをめぐる工具などについてが主な内容である。特にカーレーズの起源については、各論稿とも東トゥルキスタンにおけるカーレーズに関して中国起源の立場をとる。中国起源説を初めて唱えた王国維の論稿（①）については、既に嶋崎昌氏がその誤解を指摘しているところであるが（嶋崎昌「東トゥルキスタンに於けるカーレーズ灌漑の起源について」〈同氏『隋唐時代の東トゥルキスタン研究－高昌國史研究を中心として－』東京大学出版会、一九七九年、所収〉）、他の論稿ではトゥルファン出土文書を利用し、あらためて中国起源の立場をとっている（⑦・⑨・⑩など）。

また資料の部は以下の三編からなる。

- ⑪ 吐魯番市坎兒井実録
- ⑫ 鄯善県坎兒井実録
- ⑬ 托克遜県坎兒井実録

この三編は、一九八〇年代以来の実地調査に基づくものであり、その調査内容は、カーレーズの名称・所在地・全長・カーレーズの平均深度・一日あたりの灌漑面積（畝で記載）・カーレーズの帰属・カーレーズの開鑿時期・名称の意味と由来の八項目にわたり、カーレーズによっては以上のうちいくつかのデータを欠いてはいるものの、総件数一〇四六道（現在利用されているものから、干上がってしまったものまでを含める）を収録している。

序文によれば、本書は新疆維吾爾自治区地方志編委會の鍾興麒氏と吐魯番地区市史志辦公室の儲懷貞氏の両氏が、論文の選定と「坎兒井実録」の作成に携わったとのことである。特に「坎兒井実録」のようなフィールドワークを必要とする分野は、実際にその地域で研究調査に携わる人々であればこそ可能な仕事なのであり、その報告は何よりも貴重であろう。さらに詳しい報告がなされることを願って止まない。

なお本書には、裏表紙に「トルファン“坎兒井”」とカタカナで書名が記されているほか、表紙には英語とロシア語でも書名が記されている。おそらくトゥルファンのカーレーズ研究における编者たちの立場や成果を国外に対しても表明する意図が込められているのであろう。

（山口 洋）

事務局（連絡先） 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒川正晴方

TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会 (The Research Society for Turfan Relics)